

事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

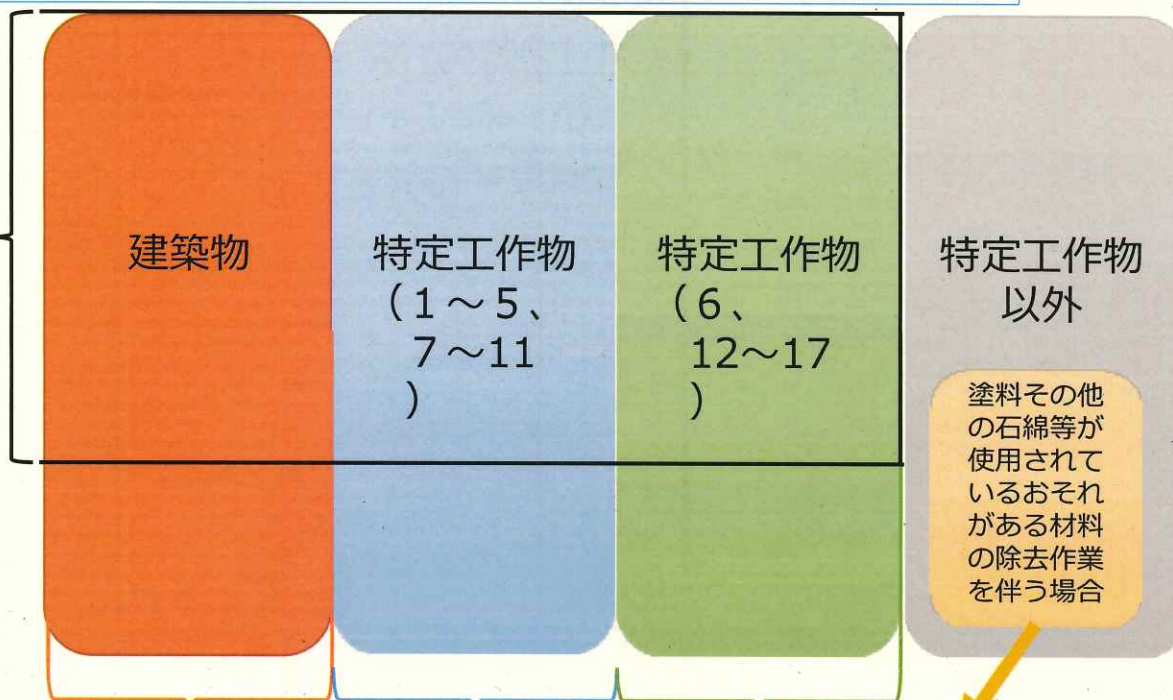
- ① 原則すべての建築物、工作物の解体、改修工事等において**事前調査が必要**
- ② 一定規模以上の工事で事前調査を行ったものは**事前調査結果報告が必要**
ただし、特定工作物以外の工作物は**報告の対象外**（事前調査は必要）
- ③ 建築物、工作物、それぞれ事前調査を行うための**資格要件がある**

一定規模以上※1)の建築物、特定工作物に係る解体等工事において、事前調査結果の報告が必要

○建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができる。



建築物石綿含有建材調査者等による調査が必要

工作物石綿事前調査者による調査が必要

建築物石綿含有建材調査者等又は工作物石綿事前調査者による調査が必要

塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去作業を伴う場合

○特定工作物（環境大臣が定める工作物）

- 1：反応槽 2：加熱炉
- 3：ボイラー及び圧力容器
- 4：配管設備 5：焼却設備
- 7：貯蔵設備 8：発電設備
- 9：変電設備 10：配電設備
- 11：送電設備

- 6：煙突
- 12：トンネルの天井板
- 13：プラットホームの上家
- 14：遮音壁
- 15：軽量盛土保護パネル
- 16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物」（令和2年10月環境省告示第77号）の番号

※1 一定規模以上

- 建築物の解体 : 対象床面積合計が80㎡以上
- 建築物の改造・補修 : 請負金額の合計が100万円以上
- 工作物の解体・改造・補修 : 請負金額の合計が100万円以上